

JR 吉都線利用促進協議会 団体利用促進事業実施要領

(目的)

第1条 沿線自治体内の小学校、中学校、保育園、幼稚園、子ども会、スポーツ少年団、自治会、高齢者クラブや敬老会等（以下「活動団体等」という。）を対象に、活動団体等が行う JR 吉都線を利用した活動、その他 JR 吉都線利用促進協議会会長（以下「会長」という。）が認める活動を支援することにより、JR 吉都線への愛着を深め、日常利用を促進することを目的とする。

(助成内容)

第2条 JR 吉都線を利用して、次の第3項に掲げる活動を行う活動団体等の利用者に対し、本事業予算額の範囲内において、同鉄道の運賃の実費全額を助成する。ただし、活動団体等の利用時間と JR 吉都線の運行時刻が合わず、往路又は復路のいずれかで路線バスを利用する場合、同路線バスの運賃の実費全額も助成するものとする。

2 申請者は、JR 吉都線沿線自治体内に存立する次の各号に掲げる団体の代表者とする。

- (1) 小学校、中学校、保育園、幼稚園（以下「小中学校等」という。）
- (2) 子ども会、自治会
- (3) スポーツ少年団
- (4) 部活動、PTA
- (5) 高齢者クラブ、敬老会
- (6) その他、会長が適当と認める団体

3 助成対象となる活動は、次の各号に掲げるものとし、活動団体等の利用者8人以上を含む活動とする。ただし、小規模校等にあつては、児童生徒8人未満の場合でも、会長が認める場合には対象とする。また、原則として小中学校等の活動には保護者が同伴するものとする（中学生のみで活動する場合を除く）。

- (1) 社会見学（遠足等）
- (2) 文化（展覧会鑑賞、大会等）・スポーツ交流（試合、合宿、試合観戦等）
- (3) 生涯学習（高齢者団体活動等）
- (4) その他、会長が適当と認める活動

4 助成額は、JR 吉都線の区間の乗車運賃（往復での利用も可）とし、1団体1回につき10万円を上限とする。ただし、団体割引等の割引を適用する場合は、当該運賃とする。

5 助成対象となる利用者及び活動団体等の申請回数の上限は、設けないものとする。

(利用方法)

第3条 助成を受けようとする者は、原則としてあらかじめ「団体利用促進事業助成申請書」（別記第1号様式）を、会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、助成を決定したときは、当該申請者に対し、「団体利用促進事業助成承認書」（別記第2号様式）を交付する。
- 3 前項の交付を受けた者は、社会見学等終了後、「団体利用促進事業実績報告書兼請求書」（別記第3号様式）に関係書類を添えて、会長に提出しなければならない。
- 4 前項の報告書により助成金に変更があった場合、第2条第4項に規定する額を超えない場合であって、かつ、本事業予算額の範囲内であれば変更交付を決定するものとし、当該申請者に対し、「団体利用促進事業助成変更承認書」（別記第4号様式）を交付するものとする。

（雑則）

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年5月15日から施行する。

この要領は、平成30年5月24日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

この要領は、令和4年6月2日から施行し、令和4年4月1日から適用する。